

2024年11月12日

国立市議会議長 高柳 貴美代 様

提出者 上村 和子

〃 関口 博

〃 藤田 貴裕

〃 住友 珠美

賛成者 青木 淳子

〃 矢部 新

〃 古濱 薫

〃 石井 めぐみ

〃 中川 貴大

〃 望月 健一

〃 小川 宏美

〃 稗田 美菜子

議案の提出について

議員提出第 4 号議案

**同性婚を認め、選択制夫婦別姓を認める法整備の実現に向けた
活発な国会審議を求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

同性婚を認め、選択制夫婦別姓を認める法整備の実現に向けた 活発な国会審議を求める意見書（案）

10月30日、東京高裁は、同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反とする判決を下した。憲法14条1項が定める「法の下での平等」、24条2項の「個人の尊厳に立脚した立法」に反し、同性同士の結婚の規定がないことは、「性的指向による差別」と断じている。3月14日の札幌高裁に続く2例目の違憲判決となる。婚姻を女性と男性のカップルに限定することは、多様性を認める社会の流れに明らかに反する。

また、選択的夫婦別姓についても、個人の価値観や生き方が多様化する中で、多様な家族観の理解は確実に広がっており、本年、2024年6月10日に経団連は旧姓の通称使用は、「ビジネス上のリスクとなり得る重大な課題」として、「不自由なく自らの姓を選択できる制度」、選択的夫婦別姓の早期実現を求める政府への提言を公表している。

最高裁は、2015年、2021年と現行制度は合憲としながら、一方で夫婦別姓制度の導入は「司法」の問題ではなく国会による「立法」で解決すべき問題であると示した。姓を変えた側が様々な不利益を被る現実がある中、結婚するに当たって選択的夫婦別姓は重要と考える。

日本はG7の中で唯一、国レベルで同性婚や婚姻と同等の権利を保障するパートナーシップ制度を導入していない。また、世界で唯一、結婚したら夫婦同姓を義務づけている国でもある。

同性婚、選択的夫婦別姓は憲法13条の幸福追求権及びウエルビーイングにもつながる大切な権利である。

同性婚を認め、選択的夫婦別姓を認める法整備の実現に向けた、活発な国会審議を国立市議会として求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2024年11月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長